○経済産業省
環境省告示第二百三十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十二年九月二十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣臨時代理
国務大臣　岡崎トミ子

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－905	竹内　TB180FR	KDN－4TN V98	株式会社竹内製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城3347番地

○国土交通省告示第千四百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1115	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	株式会社カナイ	東京都足立区花畑四丁目24番5号	平成22年11月26日
1117	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「阿佐ヶ谷南口共同ビル」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	財団法人首都圏不燃建築公社 三菱地所株式会社	東京都港区新橋四丁目6番15号 東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成22年11月26日
1118	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）本郷5丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	平成22年11月26日

○東北地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間

変更前
後別　敷地の幅員　延長

後　九・九七～一四二・〇〇（メートル）　六・四五二（キロメートル）
前　九・九七～二三三・〇〇（メートル）　六・四五二（キロメートル）

南陽市川樋字清水尻四五七〇番から上山市川口字堂ノ前九七五番二まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間

変更前
後別　敷地の幅員　延長

後　一六・三〇～六六・五〇（メートル）　一〇・一七〇（キロメートル）
前　一四・三〇～六六・五〇（メートル）　一〇・一七〇（キロメートル）

岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字野中一一三番1から同町岩舘字川又四四番九まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間

変更前
後別　敷地の幅員　延長

後　一七・九五～二〇・〇五（メートル）　〇・三六七（キロメートル）
前　一八・〇〇～三五・七〇（メートル）　〇・三六七（キロメートル）

盛岡市津志田中央二丁目二〇一番八から同市津志田町二丁目一一〇番二まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　南陽市川樋字清水尻四五七〇番から上山市川口字堂ノ前九七五番二まで　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十二日

○東北地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字野中一一三番1から同町岩舘字川又四四番九まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十日